○○○○○会 会則

（名称）

第1条　本会は、○○○○○会と称する。

（事務所）

第2条　本会の事務所は会長宅とする。

（目的）

第3条　本会は、会員の親睦と結束を図り、○○○○○することを目的とし、平成○○年○月○○日設立する。

（事業）

第4条　本会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

（１）○○○○○事業

（２）○○○○○を行う

（３）○○○○○を開催する

（４）○○○○○に参加する

（会員）

第5条　本会の会員は、次の2種類とする。

（１）会の目的に賛同し入会した者

（２）その他、会長が認めた者

（入会）

第6条　会員として入会しようとする者は、入会申込書を○○○○○会に提出し、承認を得るものとする。

（会費）

第7条　会員ごとに年額○○○○円とし、〇月〇日までに納入するものとする。

（退会）

第8条　会員は、退会届を○○○○○会に提出することにより任意に退会することができる。

（役員）

第9条　本会に次の役員を置く。

（１）会長　　○名

（２）副会長　○名

（３）会計　　○名

２　第１項に定める役員は会員の互選により選出する。

３　役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

（職務）

第10条　会長は、本会を代表し、その事業を総括する。

２　副会長は会長を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。３　会計は、会の会費、その他事業にかかわる財産を管理する。

（会計）

第11条　会の経費は会費の収入をもってこれにあてる。

２　会の事業年度及び会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日終わる。

３　収支計画書を作成し、これを年１回総会で報告し、承認を得る。

（総会）

第12条　本会の総会は、会員を持って構成し、年に１回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

２　総会は、以下の事項について議決する。

（１）会則の変更

（２）事業の変更

（３）事業報告及び収支決算

（４）役員の選任または解任

（５）解散

（６）その他会の運営に関する重要項目

３　総会は会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

４　第２項に定める議決は出席者の過半数の承認を以て決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（変更）

第13条　この会則は、総会において、出席者の過半数の承認がなければ変更できない。

附則

１　この会則は、平成○○年○○月○○日から施行する。